

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
(目次) 第 1 章～第 12 章 (略) 第 13 章 その他のサービス 第 85 条～第 87 条 (略) 第 88 条 回収代行等の承諾等 第 89 条～第 94 条 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 第 1 章～第 12 章 (略) 第 13 章 その他のサービス 第 85 条～第 87 条 (略) (回収代行等の承諾等) 第 88 条 5 G 契約者は、有料情報サービス（5 G サービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の 5 G 契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。 2 前項の規定によるほか、5 G 契約者は、当社が定める方法により当社以外の者が提供する有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社が定める方法により、当社がその 5 G 契約者に代わってその料金をその情報提供者に立替払いすること又はその有料情報サービスに係る債権をその情報提供者から譲り受けることを承諾していただきます。 3～5 (略) 6 当社は、第 1 項の規定により回収する有料情報サービスの料金、第 2 項の規定により立替払い若しくは譲り受ける有料情報サービスの料金、前項の規定により立替払いする特典等提供サービスの申込み手続きに関する料金又は当社が提供する有料情報サービスを利用したときの有料情報サービスの料金については、その有料情報サービスの利用若しくは登録があった契約者回線又はその特典等提供サービスの申込みに係る 5 G 契約の 5 G 契約者に、5 G の料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。 7～9 (略) (注) 本条に規定する回収代行、立替払い又は債権譲渡に関する回収方法その他の条件について、「sp モードご利用規則」、<u>「ahamo インターネット接続サービスご利用規則」等又は d 払いご利用規約に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u> 第 89 条～第 94 条 (略) 料金表 (略) 別表 1 (略) 別表 2 付加機能 1 2 及び 3 以外のもの	(目次) 第 1 章～第 12 章 (略) 第 13 章 その他のサービス 第 85 条～第 87 条 (略) 第 88 条 回収代行の承諾等 第 89 条～第 94 条 (略) 料金表 (略) 別表 (略) 第 1 章～第 12 章 (略) 第 13 章 その他のサービス 第 85 条～第 87 条 (略) (回収代行の承諾等) 第 88 条 5 G 契約者は、有料情報サービス（5 G サービスを利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の 5 G 契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。 2 前項の規定によるほか、別表 2（付加機能）に規定する sp モード機能又は ahamo インターネット接続サービスの提供を受けている 5 G 契約者は、当社が定める方法により有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社がその 5 G 契約者に代わってその料金を情報提供者に立替払いすることを承諾していただきます。 3～5 (略) 6 当社は、第 1 項の規定により回収する若しくは第 2 項の規定により立替払いする有料情報サービスの料金又は前項の規定により立替払いする特典等提供サービスの申込み手続きに関する料金については、その有料情報サービスの利用若しくは登録があった契約者回線又はその特典等提供サービスの申込みに係る 5 G 契約の 5 G 契約者に、5 G の料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。 7～9 (略) (注) 回収代行及び立替払いに関する回収方法その他の条件は「sp モードご利用規則」又は「ahamo インターネット接続サービスご利用規則」等に定めるところによります。 第 89 条～第 94 条 (略) 料金表 (略) 別表 1 (略) 別表 2 付加機能 1 2 及び 3 以外のもの

種 類		
(略)		
moperaU 機能 (moperaU サービス)	基本機能	
	追加機能	(略)
		(略)
(略)		

2～3 (略)
(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

附 則 (令和 8 年 9 月 17 日 渉外 000600000576-01 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(moperaU 機能に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている moperaU 機能 (U スタンドプラン (当社が定める mopera U ご利用規則に規定するものをいいます。)、I P 網接続機能及びメールウイルスチェック機能に係るものに限ります。)の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

種 類			
(略)			
moperaU 機能 (moperaU サービス)	基本機能		
	追加機能	(略)	
		I P 網 接 続機能	タイプ 2 (U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コー ス)
		(略)	
		メールウイルスチェック機能 (メールウイルスチェック)	
(略)			

2～3 (略)
(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
(目次) 第 1 章～第 13 章 (略) 第 14 章 その他のサービス 第 81 条～第 83 条 (略) 第 84 条 回収代行等の承諾等 第 85 条～第 93 条 (略) 料金表 (略) 別表 (略)		(目次) 第 1 章～第 13 章 (略) 第 14 章 その他のサービス 第 81 条～第 83 条 (略) 第 84 条 回収代行の承諾等 第 85 条～第 93 条 (略) 料金表 (略) 別表 (略)	
第 1 章～第 13 章 (略)		第 1 章～第 13 章 (略)	
第 14 章 その他のサービス		第 14 章 その他のサービス	
第 81 条～第 83 条 (略)		第 81 条～第 83 条 (略)	
(回収代行等の承諾等) 第 84 条 X i 契約者は、有料情報サービス（X i 等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。 2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、当社が定める方法により当社以外の者が提供する有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社が定める方法により、当社がその X i 契約者に代わってその料金をその情報提供者に立替払いすること又はその有料情報サービスに係る債権をその情報提供者から譲り受けることを承諾していただきます。 3～4 (略) 5 当社は、第 1 項の規定により回収する有料情報サービスの料金、第 2 項の規定により立替払い若しくは譲り受ける有料情報サービスの料金又は当社が提供する有料情報サービスを利用したときの有料情報サービスの料金については、その有料情報サービスの利用又は登録があった契約者回線の X i 契約者に、X i サービスの料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。 6～8 (略) (注) 本条に規定する回収代行、立替払い又は債権譲渡に関する回収方法その他の条件について、「sp モードご利用規則」等又は d 払いご利用規約に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。		(回収代行の承諾等) 第 84 条 X i 契約者は、有料情報サービス（X i 等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。 2 前項の規定によるほか、別表 2（付加機能）に規定する sp モード機能の提供を受けている X i 契約者は、当社が定める方法により有料情報サービスを利用したときのその有料情報サービスの料金について、当社がその X i 契約者に代わってその料金を情報提供者に立替払いすることを承諾していただきます。 3～4 (略) 5 当社は、第 1 項の規定により回収する又は第 2 項の規定により立替払いする有料情報サービスの料金については、その有料情報サービスの利用又は登録があった契約者回線の X i 契約者に、X i サービスの料金と合わせて請求します。この場合において、有料情報サービスの料金は料金月ごとに集計し、請求します。	
第 85 条～第 93 条 (略)		第 85 条～第 93 条 (略)	
料金表 (略)		料金表 (略)	
別表 1 (略)		別表 1 (略)	
別表 2 付加機能 1 X i 契約に係るもの		別表 2 付加機能 1 X i 契約に係るもの	
種 類		種 類	

(略)		
moperaU 機能 (moperaU サービス)	基本機能	
	追加機能	(略)
		(略)
(略)		

2 X i ユビキタス契約に係るもの

種 類		
(略)		
moperaU 機能 (moperaU サービス)	基本機能	
	追加機能	(略)
		(略)
(略)		

(注) (略)

別表 3 ～別表 7 (略)

附 則 (令和 8 年 9 月 17 日渉外 000600000576-01 号)
(実施期日)

- この改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(moperaU 機能に関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている moperaU 機能 (U スタンダードプラン (当社が定める mopera U ご利用規則に規定するものをいいます。)、I P 網接続機能及びメールウイルスチェック機能に係るものに限ります。)の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(略)			
moperaU 機能 (moperaU サービス)	基本機能		
	追加機能	(略)	
		I P 網 接 続機能	タイプ 2 (U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コー ス)
		(略)	
		メールウイルスチェック機能 (メールウイルスチェック)	
(略)			

2 X i ユビキタス契約に係るもの

種 類			
(略)			
moperaU 機能 (moperaU サービス)	基本機能		
	追加機能	(略)	
		I P 網 接 続機能	タイプ 2 (U「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コー ス)
		(略)	
		メールウイルスチェック機能 (メールウイルスチェック)	
(略)			

(注) (略)

別表 3 ～別表 7 (略)

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
附 則（令和 8 年 9 月 17 日 渉外 000600000576-01 号） （実施期日） 1 この附則は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 経企第 6306 号（令和 7 年 3 月 25 日）の附則第 3 項第 4 号のイ中「付加機能に係る利用の請求」を「付加機能（moperaU 機能（ライトプランに係るものを除きます。）を除きます。）に係る利用の請求」に改めます。	

ワ イ ド ス タ ー Ⅲ 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章～第13章 （略）

料金表（略）

別表 1

1 付加機能

種 類
(略)
(略)

別表 2 ～別表 6 （略）

附 則（令和 8 年 9 月 17 日涉外 000600000576-01 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスターⅢ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（付加機能に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている moperaU 機能（U スタandardプラン（当社が定める mopera U ご利用規則に規定するものをいいます。）、アクセス制限機能、I P 網接続機能及びメールウイルスチェック機能に係るものに限ります。）の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

[現 行]

第 1 章～第13章 （略）

料金表（略）

別表 1

1 付加機能

種 類
(略)
moperaU 機能（moperaU サービス）
(略)

別表 2 ～別表 6 （略）

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
第 1 章 総則 第 1 条～第 2 条 （略） （用語の定義） 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		第 1 章 総則 第 1 条～第 2 条 （略） （用語の定義） 第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用 語	内 容	用 語	内 容
1 ～ 4 （略）	（略）	1 ～ 4 （略）	（略）
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、 <u>ぎふコムネット株式会社</u> 、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアスネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社、株式会社四国中央テレビ、ミクスネットワーク株式会社又は BTV 株式会社	5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N 京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアスネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、 <u>株式会社ケーブルテレビ可児</u> 、スターキャット株式会社、グリーンシティコム株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社、株式会社御前崎ケーブルテレビ、株式会社 ZTV、YOU テレビ株式会社、宇都宮ケーブルテレビ株式会社、株式会社四国中央テレビ、ミクスネットワーク株式会社又は BTV 株式会社
6 ～ 31 （略）	（略）	6 ～ 31 （略）	（略）
第 2 章 （略）		第 2 章 （略）	
第 3 章 I P 通信網契約		第 3 章 I P 通信網契約	
第 1 節 契約の種別		第 1 節 契約の種別	
（契約の種別）		（契約の種別）	
第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。		第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。	
(1)～(3)（略）		(1)～(3)（略）	
2 （略）		2 （略）	

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)
第3－26種契約	<u>ぎふコムネット株式会社</u>
(略)	(略)
削 除	
(略)	(略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和8年9月17日渉外 000600000576-01 号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和8年10月1日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったIP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(第3種契約に係る経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日以降の当社が別に定める日において、当社と締結した同表の右欄の契約に移行したものとみなします。

第3－25種契約 (設置場所住所が多治見市、土岐市又は瑞浪市であるもの)	第3－26種契約
第3－32種契約	第3－26種契約

- 4 この改正規定実施の日以降に、IP通信網契約者がそのIP通信網契約において利用しているプロバイダサービスをドコモnetからOCNインターネットへ変更したときは、料金表第1表第4 (手続きに関する料金) の2 (料金額) の規定にかかわらず、プロバイダ変更手数料の支払いを要しません。
(注) 第3項に規定するプロバイダサービスの変更において、IP通信網契約者にプロバイダ変更手数料を支払っていただいた後、当社よりそのプロバイダ変更手数料を返還する場合があります。

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)
第3－26種契約	<u>シーシーエヌ株式会社</u>
(略)	(略)
第3－32種契約	<u>株式会社ケーブルテレビ可児</u>
(略)	(略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

S t a r l i n k B u s i n e s s サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第11章（略）

別記

1～5（略）

料金表

第1（略）

第2 定額利用料

1（略）

2 料金額

(1) 基本使用料に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 種 別	料 金 額 (月額)
国内利用	50GByte プラン	(略)
	500GByte プラン	当社が定める料金額
	1 TByte プラン	(略)
	1.5 TByte プラン	当社が定める料金額
	2 TByte プラン	(略)
	2.5 TByte プラン	当社が定める料金額
	3 TByte プラン	当社が定める料金額
	3.5 TByte プラン	当社が定める料金額
	4 TByte プラン	当社が定める料金額
	4.5 TByte プラン	当社が定める料金額
	5 TByte プラン	当社が定める料金額
	5.5 TByte プラン	当社が定める料金額
	6 TByte プラン	(略)
	6.5 TByte プラン	当社が定める料金額
	7 TByte プラン	当社が定める料金額

第1章～第11章（略）

別記

1～5（略）

料金表

第1（略）

第2 定額利用料

1（略）

2 料金額

(1) 基本使用料に係るもの

1 契約ごとに

区 分	料 金 種 別	料 金 額 (月額)
国内利用	50GByte プラン	(略)
	1 TByte プラン	(略)
	2 TByte プラン	(略)
	6 TByte プラン	(略)

		<u>7.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>8 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>8.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>9 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>9.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>10TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
	グローバル利用	50GByte プラン	(略)		グローバル利用	50GByte プラン	(略)	
		<u>500GByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		1 TByte プラン	(略)			1 TByte プラン	(略)	
		<u>1.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>2 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>2.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>3 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>3.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>4 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>4.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		5 TByte プラン	(略)			5 TByte プラン	(略)	
		<u>5.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>6 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>6.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>7 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>7.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>8 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>8.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>9 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>9.5 TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
		<u>10TByte プラン</u>	当社が定める料金額					
	グローバル利用シェアリング	50GByte プラン	(略)		グローバル利用シェアリング	50GByte プラン	(略)	

